		ける園児数等に係る調査について」（平成三十一年四月十五日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいて内閣府に報告された「調査票一　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（平成三十一年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（平成三十一年四月一日現在）」の「認定区分　一号」の「利用児童数　合計」の数の合計とする。
七　生活保護費	市部人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $[B + \{C - (D \times 0.973)\} \times 1.038] \times 100$ A D × 0.973 及び｛C − (D × 0.973)｝× 1.038 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］ ［2～5　略］
八　社会福祉費	人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ㈠、算式カ㈡、算式カ㈢及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$ 算式アの符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）の合計数（以下「公立保育施設在籍

		ける園児数等に係る調査について」（平成三十年四月十二日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいて内閣府に報告された「調査票一　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」の「認定区分　一号」の「利用児童数　合計」の数の合計とする。
七　生活保護費	市部人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $[B + \{C - (D \times 0.973)\} \times 1.000] \times 100$ A D × 0.973 及び｛C − (D × 0.973)｝× 1.000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］ ［2～5　同上］
八　社会福祉費	人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ㈠、算式カ㈡、算式カ㈢及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$ 算式アの符号 ［同左］ α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）の合計数（以下「公立保育施設在籍